

ウィーン中央墓地 火葬用チャベルと火葬場

世界の葬儀式

シオン短期大学教授

森 謙二

> たら、私たちの信仰はむなしく、あなた もしキリストがよみがえらなかったとし リストもよみがえらなかったであろう。 とか。もし死人の復活がないならば、キ

がたの信仰もまたむなしい」(コリント前

すものであると言えよう。 めぐる観念が変化してきていることを示 心の高さは、現在ヨーロッパにおいても 刊号を参照)。このような火葬における関 火葬率が増加の傾向にあること、遺体を の大会の全体的な内容については本誌創 国であるイギルスのショフィールド氏が 「イギリスの火葬」について報告した(こ

における復活思想

は忌避されてきた。このキリスト教社会

元来、キリスト教社会のなかでは火葬

キリスト教

ついて報告し、ヨーロッパでは火葬先進 ニスペール氏が「ヨーロッパの火葬」に ニースであったとき、オーストリアのク 合連合)の第一回世界大会がフランスの 昨年一一月、イフタ(国際葬儀業者組 などないと言っているのは、どうしたこ あなたがたの中のある者が、死人の復活 えったのだと宣べ伝えられているのに、 「さて、キリストは死人の中からよみが 書の次の一節である。 活思想に関わるとされる。たとえば、聖 における火葬の忌避は、キリスト教の復

書一五・一二~一四)。 このような死者の復活が単なる魂の復

ではなかったのである。 ともなった復活であり、単なる魂の復活 このキリスト教における復活は、身体を はあるのだ」(ルカ二四・三八一三九)と ないがあなたがたが見るとおりわたしに まさしくわたしなのだ。霊には肉や骨は こすのか。わたしの手や足を見なさい。 惑っているのか。どうして心に疑いを起 てイエスは次のように言う。「なぜおじ それを単なる霊だと思う弟子達にたいし ルカ福音書には、復活したイエスを見て することは避けなければならなかった。 あるかぎり、火葬によって肉や骨が喪失 活ではなく、肉や骨をともなった復活で

とって、精神的な領域での魂だけの復活 かで、「……ギリシャ的な霊魂観にのっ 久米博は「復活思想と祖霊信仰」のな



プラハ 墓地の塀を利用したニッチ、 その前に見えるのは火葬の家族用墓地である。

ブレーメン中央墓地 アノニューム墓地 芝生 前の石段にはリルケの詩が刻まれている。





プラハ 火葬用チャペルと火葬場、 は火葬用のニッチが並んでいる。

いる。

前キリスト教時代

火葬

て 神々のお気に入りであったが、 深さは彼に並ぶものはないと言われ、 バルデールは非常に美しく、 おり、 によって崇拝された神と言われている。 バルデールは ケルトの神話 ントラ・ロート・ギランの『ゲルマン、 る。たとえば、 では火葬についてのいくつかの報告があ 彼は火葬にふされるのである。 キーの陰謀によって殺される。 スカンジナヴィア地方やドイツ人 前キリスト教時代のヨーロッパ 「光の神」として知られて (みすず書房)によると ゲルマン神話である。 彼の知恵の しかし そし

のである。馬具で装われたバルデールの をふり上げ、 の一人一引用者) の小舟に屍体焼棄場を設ける。神々はそ 「神々はバルデールの肉体を海まで運 かつてこの死者のものであった一隻 神々はバルデールの身体を焼く 焼棄場に儀式の祝聖をあた がおごそかに空中に槌 トール (ゲルマンの神

理に関わる問題であることを示唆して が民俗レベルの問題ではなく、 おける復活思想の特徴を述べ、 一三ページ)と、ユダヤ教=キリスト教に る」(『現代思想』一九八四年九月号一七二 活である点に存する。身体は神の姿にか たどって神が創造されたものだからであ スト教的復活の特徴は、身体を伴った復 を語っているのではない。 ユダヤーキリ 信仰·教 復活思想 いる。

あろう。 スト教時代の遺物が最後まで残ったので 後まで抵抗を示した地方であり、 きるという。北ヨーロッパ、 三世紀の末まで火葬を見いだすことがで ていたとし、北ヨーロッパにおいては一 ヴィアの諸国は、 スト教受容後九世紀頃まで火葬が行われ 氏によると、ヨーロッパにおいて、キリ て行われていたのである。クニスペール ロッパにおいて、 このように、 前キリスト教時代のヨー キリスト教の受容に最 火葬は葬法の一つとし スカンジナ 前キリ

31 火葬の展開 ロッパ おける

は火葬を支持したとし、 ゼルの学者、ギラルドゥス (Gyraldus) といっても、 イタリアでのペストの流行に際し、 れなかったというわけではない。クニス 教の受容とともに火葬が消失していく。 ール氏によると、 ヨーロッパ地域においては、 七世の許しを得て、 マッティア・ナルディはアレキ 火葬がこの時代全く言及さ 一五三九年にはバー 一六五六年には 伝染病犠牲 キリスト

馬が焼棄場の上まで連れられてきて、 の主といっしょに炎に焼きつくされる」 (五七ページ)と そ

いう。

ルシュタット文化の葬法として火葬が知 ト期(BC八〇〇~四五〇)の文化*=ハ また、初期ヨーロッパのハルシュタッ 各地で火葬骨壺墓地が発見されて

年には人々は火葬をテーマとして取り組 火葬用の炉が展示されたので、 オーストリア、ことにウィーンにおいて ンの下院に提出した、という。さらに、 五五年には火葬導入の請願書をプロイセ 学アカデミーの設立に際しての講演にお 葬場の建設に取り組んだと言われ、 いてこの埋葬形式を支持し、そして一八 であるヤコブ・グリムがベルリンでの科 府は、自由選択に基づく火葬の導入と火 ると、火葬にたいしての流れも具体的に 四九年にはドイツの文化史家で言語学者 なっていく。一七九七年のパリの革命政 また、 一八七三年のウィーン万国博覧会で キリスト教支配が緩む近代にな 一八七四

それから二年後、 七六年に建設される。 のお膝元であるイタリアのミラノに一八 しかし、 最初に火葬場は、 すなわち一八七八年に ドイツにおいては カトリック

ヨーロッパにおける火葬率の推移(%)			
4亿人以各种的	1970	1978	1988
チェコスロバキア	39.00	66.0	74.8
デンマーク	41.00	52.8	65.4
フランス	0.33	0.8	3.9
西ドイツ	13.93	17.2	20.5
イギリス	55.65	63.9	69.1
イタリア	- 1	-	1.0
スペイン	-	-	1.7
スエーデン	-	48.6	58.3
スイス	-	46.2	56.4
オーストリア	8.90	-	14.8

1970年は藤井正雄氏による。1978/88年はクニスペール氏によ る。1988年の統計のうち、フランスは1987年、西ドイツは1985 年、オーストリアは1989年の数字である。

2 66

者の火葬を是認する文書を作成した、

from WORLD

されることになる*。

まうに見てくると、一九世紀の後 といって、キリスト教 受容後のヨー といってきたことがわかる。この をようになってきたことがわかる。この は、おそらく次の二つのことが考 であれる。

一つは、キリスト教支配が緩み、葬法

を自分の意志で選択する人々が登場してきたことである。キリスト教の伝統と明きたことである。キリスト教の伝統と明ることによって、火葬の推進運動が維持ることによって、火葬の推進運動が維持されたということであろう。

だが)。このような流れが、安価な埋葬方 法として火葬を選択させることになる。 使用権の取得や墓碑の建設を含めるとき 立した。葬儀にかかる費用は、この墓地 様々な装飾をほどこした「家族墓」を建 かった。一九世紀になると、市民階層は わめて高価なものになる(現在でもそう 使用権を手にいれなければならなかった し、さらに墓石を買わなければならな 人々はその墓地を利用するためにはその が都市近郊に移された時代であった。 に、墓地は教会から分離され、多くの墓地 てきた労働者階層と関わる問題である。 ーウィーン中央墓地」でも触れたよう 九世紀の後半は、前号(「死者の都市 もう一つは、この時期に新たに登場し

はそれは遅々として進まなかったし、表にまとめた「火葬率の推移」を見ても今なおヨーロッパ全体に火葬が普及しているとは言い難い。現在ヨーロッパでは火葬先進国であるイギリスでも、一九世紀本の段階の火葬件数はごく数える程でしかなく、火葬率が〇・一パーセントを超あると言われている。

本格的な普及は第二次世界大戦後、特に 一九六三年にはカトリック教会のパウロ 九六三年にはカトリック教会のパウロ 六世が教会法に定める火葬禁止(火葬せ よという遺言の執行の停止と火葬にふし よという遺言の執行の停止と火葬にふし よという遺言の執行の停止と火葬にふし よという遺言の執行の停止と火葬にふし などに変体の埋葬拒否)を解除したこともあ り、カトリック教徒を含めて徐々にヨー り、カトリック教徒を含めて徐々にヨー り、カトリック教徒を含めて徐々にヨー

火葬と慰霊形態の変化

日本における火葬の普及は全く異なった方向をとる。

れが他律的に決定されるものでないこと まによって決定されることであって、そ を選択するかどうかも死者の意志によって決定される。したがっ とによって決定されることであって、そ かん と かん と こ コーロッパにおいては、死者がどこ

が急速に普及したわけではない。現実に

もっとも、一九世紀の末の段階で火葬



ミュンヘン森林墓地 バラ園の墓地の ブレート。2人の名前が書かれている。 おそらく夫婦であるだろう。

灰)の散布も、

アメリカのカリフォルニ

ア州のように海や山への散布ではなく、

れるのである。メモリアルの形態として墓地内の一定の区域の芝生に焼骨が撒か

過去帳(the Book of Remem

も)、ドイツではこの様式について私は聞

のであり(おそらくスエーデンにおいてる。これはイギリスを中心に見られるも

なってくる*

その一つの流れは、焼骨の散布であ

あり、その焼骨の処理の仕方も多様にするということは死者の積極的な選択でいるように思われる)。その意味では火塵においてはこの視点が決定的に欠如して

いていない。イギリスにおける焼骨(骨



ミュンヘン森林墓地 パラ園の墓地

ミュンヘン森林墓地 アノニューム墓地、森林墓地のなかにはアノニューム墓地を示す標識は一切ない。探すのにはたいへん苦労する。

コペンハーゲン アノニューム墓地、芝生 のあちこちに花束が置かれている。ドイツ では花は「カ所にまとめられており、芝生 に置かれている例は少ない。

固有のものではなく、墓地に付属した火

葬場の利用者に全てに開放されている。

のなかに展示されている。もっとも、こ

brance) への登録だけであり、

チャペル

の過去帳の利用は芝生へ散布したものに

第二は、灌木やバラ園の下に骨壺が埋葬される形態である。イギリスにおいては、骨灰を散布する芝生と連続してこのは、骨灰を散布する芝生と連続してこのようなバラ園などが作られているケースようなバラ園などが作られているケースの焼骨の散布とバラ園への骨壺の埋葬の形態にそれほど大きな差異があるとは意識していないように思われる。メモリアルの方式としては、埋葬した場所に死アルの方式としては、埋葬した場所に死ろの名前を書いた小さなプレートを埋めるの名前を書いた小さなプレートを埋めるんでおくが、芝生へ散布した場合と同込んでおくが、芝生へ散布した場合と同

ラ園墓地に似ているが、プレー る。おそらく夫婦用であろう。バ は二人の名前が記載されてい 用墓地、石でできたプレートに

> でもあったのである*。 あるいは死者儀礼の場を意味することば おけるバラ園(Rosengarten)は、埋葬地 ツ語圏においては)前キリスト教時代に けではない。もともと(少なくともドイ に美しい花で飾られているという意味だ うな埋葬地がバラ園であるというのは単 夫婦二名の名前が刻まれていた。このよ この墓地には小さな青銅でできたプレー 地の隣に一区画をなしている。やはり、 トが埋め込まれており、そのほとんどは 後に述べるアノニューム(無名)墓

な変化がある」と説明していた。 では多くの人々がこの墓地を利用してい うな人々の埋葬地に利用されたが、最近 る。ここには死生観のパラダイムの大き ム墓地を「かつては名前を残さないある 墓地を訪れたとき、 ス・ハイゼ君(ハンブルク大学)と中央 ンブルクに住む哲学者である友人イェン どこかに埋葬されているはずである。 こに埋葬されているのか、外側から何も おり死者の名前はもちろんのこと誰がど る形容詞であるが、この墓地は、 Graberfeld)への埋葬である。アノニュー 第三は、アノニューム墓地 (Anonymes ドイツ語の「無名の」を意味す 遺骨は骨壺にいれて芝生の 彼はこのアノニュー たとえば犯罪者のよ 文字ど

フレーメン、ミュンヘン、そしてデンマー 私は、このハンブルクだけではなく

のようなバラ園がある。このバラ園墓地 ドイツ・ミュンヘンの森林墓地でもこ している形態である。このような埋葬方 この様式はヨーロッパに比較的広く分布 (Wall Tablet) への遺骨の収納である。 るかぎり、その指摘は的を得ていない。 と述べたが、このアノニューム墓地をみ 除するのです」(『死と歴史』七四ページ 的になった火葬をして、「火葬は参詣を排 学者アリエスが、 を訪れ、気付いたことがある。どこのアノ られていたことである。フランスの歴史 ニューム墓地にも参拝者があり、 クのコペンハーゲンのアノニューム墓地 その第四は、 ローマ古代の地下墓地=カタコン 壁籠(ニッチ)や壁掛け イギリスにおいて支配 花で飾

除していないのである のがわかる。ここでも、 壺と死者の写真そして花が飾られている 明なガラスでできているものもあり、骨 る。また、プラハでは、ニッチの蓋が透 は家族墓の形態をとっている場合もあ 利用していることが多いが、ウィーンで デルにしたものであると言えるであろ された壁墓地もこのような埋葬方法をモ はふつう個人あるいは夫婦を単位として くものと考えることができるであろう べにおけるコロンバリウムの伝統に基づ コロンバリウムのそれぞれのニッチ 東京都霊園問題調査会によって提言 火葬は参詣を排

ろう。

ウィーン中央墓地の火葬用墓地は、土葬 の石碑の多くは家族墓の形態をとる。 埋葬し、土葬と同様に石碑を建立する ケースも多い。そして、この場合には、そ このほか、焼骨を入れた骨壺を地下に

付属資料』。表に示しているように、イギ している(『東京都霊園問題調査会報告書 いうことも示している。

火葬骨灰の処理として散布するのが五

イギリスでは、一九八四年の段階で

八・九パーセントであり、

地下に埋葬す

絶しているように、

私には思えるのであ

教世界として一元的に理解することを拒

な地域的差異は、

ヨーロッパをキリスト

けでは解決できそうにもない。このよう

できるであろうが、

しかしどうもそれだ

六・六パーセントにすぎないと

3

ている。しかしそれだけではなく、

3 |

ロテスタントの差異として考えることが

肢が用意されているということを意味し

は宗教上の、

つまりカトリック教徒とプ

極端に低いのである。この問題は一つに タリアやフランスでは火葬率そのものが のものの地域性の問題とも関連する。

火葬率そ

あるという意味は、

一つには様々な選択

の処理の仕方は多様である。この多様で

このように、ヨーロッパにおける焼骨

ロッパにおいても一定の地域性があると



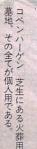
回廊のなかの埋葬用壁 ン中央墓地

対的に低いと言わなければならないであ 建てている区画もある。その意味では、 をそこに埋葬することを予定して石碑を 地の外には、はじめから個人や夫婦だけ 土葬用墓地に比べて家族墓への傾向は相 墓地に比べてその面積は狭いが、それ以 用墓地とは分離されて、 土葬と同様に石碑を建立する場合でも、 外は土葬用墓地とそれほど大きな差異は が並んでいる。各々の墓地区画は土葬用 火葬用墓地には家族墓 火葬用家族墓地 ての考え方の差異はないのであろうか。 葬される。 る)。しかし、ドイツやオーストリアでは の形態をとるとしても、骨壺は地下に埋 骨灰の散布は見られない。アノニューム のであろうか(計算ではそのようにな の四〇パーセントの骨灰が撒かれている ルド氏は語っていた。そうすると、死者 〇パーセントを超えているとショフィー り、 リスはヨーロッパでは火葬先進国であ このような地域性の問題は、 一九九〇年の段階では、火葬率は七 ここには遺骨=焼骨にたいし

ない。もっとも、

プラハ ニッチの蓋がガラスでできてお 中の様子がよくわかる。







家族の変動と墓

ニューム墓地を利用する あるように思える。ハン 景には、一定の共通性が ような葬法を選択する るように思えるが、この 骨観には大きな差異があ には、火葬のうちでアノ ブルクでは、一九七五年 人々が増加する社会的背 には、その前提となる遺 アノニューム墓地の利用 芝生への骨灰の散布と

> 利用者の増加は何を意味しているのであ まで増加している(鯖田豊之『火葬の文 のが、一九八五年には二一パーセントに のが〇・五パーセントにすぎなかったも 化』)。このようなアノニューム墓地の

機は、死体の名残のあらゆるものを消滅 ジ)とする。つまり、火葬を選択する動 見出している」(『死と歴史』二三一ペー 裡に「死者礼拝から免れる確実な方策を とは今や行われないとし、現代的火葬の 慣習への挑戦として火葬を選ぶというこ 現代的火葬は、教会や古いキリスト教の アリエスによれば、イギリスにおける

> させ、忘れさせるという、死自体を認め の変化を読み込んでいる。 ない=「死の拒絶」という現代人の心性

逃れて、埋葬される傾向が生まれてきて いるのである。 代では再び人々は家族的なつながりから そのなかで埋葬されてきた。しかし、現 世紀になって教会から墓地が分離された とき、人々は家族的なつながりを求めて 法とは異なった側面を持っている。一九 とも次の意味において、近代的な埋葬方 することができなかった。ただ、少なく どの現代的な心性の変化を、私は観察を る。その意味では、アリエスが考えるほ 儀礼は現代でも続いているように思われ としてヨーロッパ大陸では、死者祭祀の ニューム墓地にさえ参拝者はあり、依然 が埋葬されているかわからないアノ しかし、私がみるかぎり、どこに遺骨

支える基盤は、現代のヨーロッパでは ではなかろうか。 徐々に掘り崩されてきているといえるの ている。とすれば、このような家族墓を あったとしても、その承継者を必要とし りを前提とし、それがどういうかたちで という。家族墓は一定の家族的なつなが 関係をもたない世帯が六割を超えている 詳しい資料はないが、ハンブルクなどの 非婚カップルが増加している。手元には 久しい。また、現代ドイツの大都市では 婚の増加、家族の危機が叫ばれてすでに 大都市では、全世帯のうち法律上の配偶 ヨーロッパにおいて出生率の低下、離

> ここでの記述は、クニスペール (Dkfm れが定説であるというわけではない。 によって担われたとするが、必ずしもこ ン半島北西部の先住民と言われている) は西半部はケルト人によって、東半部は かにはなっていない。つまり、この文化 の文化の担い手については必ずしも明ら 化と呼ばれるようになったとされる。こ のハルシュタット墓地や採岩塩の遺跡が ヨーロッパの鉄器時代前期の文化。この イリュリア人(アドリア海東岸とバルカ みつかり、この文化がハルシュタット文 マーグートの小さな街の名前である。こ グから南東へ約五〇キロ、ザルツカン からパルカン半島に及んでいた。ハル を経て東はユーゴスラビアのクロアチア ンス・南フランスからスイス・アルプス 文化の分布は、西は北スペイン・東フラ シュタットはオーストリアのザルツブル

現代のヨーロッパの火葬については、鯖 変化を軸にしながら、特にイギリスとド 火葬が行われているかを含め、死生観の 田豊之『火葬の文化』(新潮選書)に詳し イツ・一九三四年とされる。 い。このなかでは、具体的にどのように 律上火葬が容認されるのは、フランス・ Bestattung) の支配人である。なお、法 弊社 (Wiener Stadtwerke Städtische 八八〇年、イギリス・一九三〇年、

tattung"による。彼は、ウィーン市立の埋

Einige Gedanken zur Feuerbes

Franz Knispel)氏のニースでの報告原稿

の場、裁判権行使の場、遊び一祭りの場 Kunst Ranke, "Rosengarten-Recht und の三つの意味を持っていたとしている ると、Rosengartenは、埋葬地・死者儀礼 Totenkult",Hamburg 1951. ランケによ イツの火葬の現状を詳細に報告してい

著書「出作りの里」 専門は法社会学(民俗、家族) 明治大学·独協大学非常勤講師 明治大学法学部大学院卒業 シオン短期大学教養科教授 もり・けんじ 九四七年(昭和二二)徳島県生まれ ーその民俗と歴史」

ン大学客員研究員 一九九一年三月までの一年間、ウィ